

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

令和 6 年度監査委員監査結果報告の提出について

(障がい児支援に係る給付費等の支給事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

障がい児支援に係る給付費等の支給事務
主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

福祉局、西淀川区役所、旭区役所及び東住吉区役所

(注) 福祉局は、監査の対象事務を所管する所属として対象所属とした。また、実地調査は、令和 4 年 4 月 1 日から本監査の実施通知日（令和 6 年 7 月 3 日）までに監査の対象事務で不適切な事態が判明した区役所から、予備調査結果を基に 3 区役所（西淀川区役所、旭区役所及び東住吉区役所）を選定し、実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 利用者負担の決定手続きが適切に行われず、世帯の状況に応じた利用者負担額が決定されないリスク	ア 制度所管所属でマニュアル等が適切に整備されているか。	—
	イ 制度所管所属からの周知や支援が適切に行われているか。	—
	ウ 区役所においてマニュアル等に沿って適切に手続きが行われているか。	指摘事項1 (1) 指摘事項1 (2)
(2) 不適切な事態の報告票で報告があった事項が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 不適切な事態の再発防止策が機能しているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 障がい児通所給付費等の支給申請時における支給決定の判断記録について

福祉局が制定した「児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)では、障がい児通所給付費等の支給決定について、次の内容が規定されている。

- ・ 当該障がい児の介護を行う者の状況、当該障がい児及びその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向並びにその他事項(以下「勘案事項」という。)を勘案した上で、要綱の別表(図表-1)の範囲内で適切な支給量を定める。ただし、勘案事項の聴き取り又は障がい児支援利用計画案により、別表の範囲(以下「上限日数」という。)を超えて支給決定する妥当性が認められた場合はこの限りではない。(第7条第2項)
- ・ 障がい児通所給付費等の支給の要否の決定を行うときは、勘案事項整理票(様式第9号)により必要な事項を勘案した上で、日常生活の状況聴き取り票(様式第10-1号)により障がいの状況を確認する。(第7条第3項)

図表－1 児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱 別表

児童福祉法に基づく事業名	支給量	
児童発達支援(児童発達支援センターであるものに限る)	23日/月	
児童発達支援(児童発達支援センターであるものを除く)	障がいの状況及び家族の状況等を勘案し、必要であると認められる場合は、次の月当たり支給量を参考に決定を行う。	
	月当たりの支給量	
	週当たり	月当たり
	1～2日	5日
放課後等デイサービス	・1日	10日
	・2日	
	・3日	3日×4週+2日=14日
	・4日	4日×4週+3日=19日
	・5日	5日×4週+3日=23日
居宅訪問型児童発達支援	10日/月	
保育所等訪問支援	2回/月	

また、福祉局が作成した「支給決定事務の手引き《障がい児通所・相談・入所支援編》」では、障がい児通所給付費支給決定時の勘案事項として聴き取る事項について、次のとおり記載されている。

図表－2 勘案事項の聴き取り事項

1 障がいの種類及び程度及びその心身の状況
2 当該障がい児の置かれている環境
3 保護者(当該障がい児)の障がい児通所給付費、介護給付費の受給の状況
4 保護者(家族、親族、介護を行う者等)の状況
5 具体的なサービス利用意向や家庭・監護の状況
6 担当者の所見・見解等
7 当該申請に係る通所支援の提供体制の整備の状況

今回の監査において、障がい児通所給付費等の支給決定決裁を確認したところ、次の事実が見受けられた。

(1) 独自の勘案事項整理票については是正を求めたもの

【旭区役所に対して】

旭区役所において、更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、要綱で規定されている様式第9号ではなく、図表－2の2から7までの事項に関する記載欄を省略した独自様式を使用していた。

旭区役所に事情を確認したところ、申請者の負担軽減や事務効率化の観点から、聴き取り事項のうち一部の記載欄を省略したとのことであった。

一方、制度所管所属である福祉局に様式の加工の可否について確認したところ、必要な事項を追記することは妨げないが、様式そのものを加工することは想定していないとのことであった。

これは、更新手続の際に使用する勘案事項整理票に記載する事項について、要綱等で求められている内容を踏まえなければならないという認識が不足していたことが原因である。

現状では、障がい児通所給付費等の支給決定に関する説明責任が果たされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1 (1)]

旭区役所は、要綱等で求められている内容について改めて認識の上、更新手続の際に使用する勘案事項整理票について、要綱の様式どおりとするか、変更する場合には必要な事項の追記にとどめられたい。

(2) 障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断記録について改善を求めたもの

【西淀川区役所及び旭区役所に対して】

西淀川区役所及び旭区役所において、更新手続で、引き続き上限日数を超える支給量を必要とする理由などを記録していないものがあった。

西淀川区役所及び旭区役所に当該支給決定についてどのように判断したか確認したところ、決裁者は、上限日数を超えて利用することが必要となる状況や勘案事項に変更がないことについて、担当者が聴き取った内容を口頭により確認しているとのことであった。

これは、更新時に勘案事項の状況等に変更がない場合でも、支給決定の判断過程を記録する必要があると認識していなかったことが原因である。

現状では、障がい児通所給付費等の支給決定に関する説明責任が果たされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1 (2)]

西淀川区役所及び旭区役所は、障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断過程を適切に記録する仕組みを構築し、運用されたい。

第7 その他

本監査では、令和4年4月1日から本監査の実施通知日（令和6年7月3日）までに監査の対象事務で不適切な事態が判明した所属から福祉局及び3区役所を抽出し、再発防止策の実施状況について確認したところ、是正又は改善が必要な事項は検出されなかった。

なお、事務の執行に関して改善を求める事項は第6のとおりであるが、その他、留意すべき事項は次のとおりである。

留意すべき事項

監査の対象事務は、国において度々制度改正が行われ、各種給付費等の支給申請件数も年々増加している。そのため、実地調査を行った3区役所全てで、申請者の負担軽減や効率的な窓口対応等を目的に工夫（様式の見直し、独自チェックシートの作成など）が行われていたが、一部の取組については前述のとおり指摘したところである。

福祉局は、申請者の負担軽減や事務効率化の観点から、申請書や提出書類等の改正の際には、更新時に使用する勘案事項整理票について記載事項を減らす工夫を行うなど、各区役所の状況等を把握し現場の意見も踏まえた上で進められたい。また、区役所における良い取組を把握した場合には他の区役所への情報共有や全市的な取扱いとするなど、制度所管所属として必要な支援等を実施されたい。